

令和 5 年 6 月 21 日現在

機関番号：32517

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19K02244

研究課題名(和文)高齢者虐待防止法で保護されない虐待事例検証と広範な事例を救済しうる虐待概念の創出

研究課題名(英文) Abuse case inspection that is not protected by the Elderly Abuse Prevention Act and Creation of a concept of abuse that can rescue a wide range of cases

研究代表者

須田 仁 (Hitoshi, Suda)

聖徳大学・心理・福祉学部・准教授

研究者番号：40369400

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：高齢者虐待対応の現場では高齢者虐待防止法の規定に該当しない通報事例が存在し、高齢者が保護されない場合がある。千葉県松戸市において、2017年から2019年までに報告された高齢者虐待の通報事例のうち、正確な記録がある497件を研究対象とし、そのうち299件が法律に合致する虐待、475件がWHOの定義に合致する虐待であった。また法的に虐待とされないと判断された198件のうち176件がWHOの定義に合致する虐待とされた。つまり、研究対象の497件のうち35.4%が国内の法律では虐待とされなかった。通報では、法律の保護を受けられない多くの虐待事例が存在しており、より包括的な法的定義が求められている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国内全体で松戸市と同様の通報内容を仮定すると、全国の高齢者虐待の報告件数34,057件のうち、12,060件が実際には虐待を受けているにも関わらず高齢者虐待防止法の保護を受けられていない可能性があると推測される。高齢者虐待防止法の定義は、世界基準のWHOの概念と比較しても非常に狭い範囲である。実際には虐待を受けている多くの高齢者が、虐待防止の法的保護の対象外であることが国内の大きな問題であり、法改正による高齢者虐待防止法の定義を改定し、高齢者の権利を擁護できる定義にする必要がある。

研究成果の概要(英文)：In the field of elder abuse response, there are cases that do not fall under the provisions of the Elder Abuse Prevention Act, resulting in situations where the elderly are not protected. A study focused on 497 reported cases of elder abuse in Matsudo City, Chiba Prefecture, from 2017 to 2019, of which 299 cases aligned with the legal definition of abuse and 475 cases aligned with the WHO definition of elder abuse. Among the 198 cases not considered as abuse according to the law, 176 cases were identified as elder abuse according to the WHO definition. This means that 35.4% of the 497 cases studied were not classified as abuse according to domestic law. There is a significant number of abuse cases in elder abuse reports that are not protected by the law, highlighting the need for a more comprehensive legal definition.

研究分野：高齢者福祉

キーワード：高齢者虐待 高齢者虐待防止法 WHOによる高齢者虐待の定義 養護者による高齢者虐待

1. 研究開始当初の背景

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」)では、高齢者虐待は「加害者要件」で概念づけられる。それゆえ、「法で保護される虐待」と同じ虐待を高齢者が受けても、「加害者が法の規定に該当せず、虐待として取り扱えない事例」が存在する。

同法に基づくと、「α.養護能力のない同居親族等による虐待、β.現在は養護をしていない親族による虐待、γ.現に養護を受けていない高齢者に対する虐待」を保護対象とできない。しかし、α、β、γの事例通報も存在し、養護者が存在する場合は「養護者のネグレクト」として取り扱い、養護者が存在しない場合は刑法あるいは民法により対応している状況である。

2. 研究の目的

「養介護施設従事者等以外による高齢者虐待」として通報されながら、高齢者虐待防止法第二条及び第二十七条に規定する虐待概念に該当せず、法によって保護されない虐待事例の存在」を、世界保健機関(World Health Organization ;以下「WHO」)の定義する高齢者虐待との比較により事例分析を通して明らかにする。

3. 研究の方法

高齢者虐待防止法によれば、養介護施設従事者等以外による人権侵害で、法の保護対象となるのは、A.養護者による虐待、B.(養護者以外の)親族による経済的虐待、C.養護者でも親族でもない者による財産上の不当行為である。

本研究では、千葉県松戸市高齢者虐待防止ネットワーク(以下「松戸ネットワーク」)に通報された「養介護施設従事者等以外による高齢者虐待疑い事例」(実際には「養護者による虐待疑い」として通報される)を研究対象とした。そしてA.B.C.と「被害内容が同じ人権侵害行為」を高齢者が受けていても、高齢者虐待防止法では虐待に該当せず、かつ、WHOが規定する虐待となる事例を抽出した。それにより「高齢者虐待防止法で保護されない虐待事例」の存在を数値的に示すことを試みた。本研究では、養介護施設従事者等以外による行為で、上記の「A.B.C」及び「 . . . (A.B.C.と内容が同じ人権侵害でありながら高齢者虐待防止法の保護対象でないもの)」を合わせて、「実態の高齢者虐待」と呼称する。

「実態の高齢者虐待」を認識する虐待概念として、WHOが2002年から用いている定義を採用した。WHOによれば、「Elder abuse can be defined as "a single, or repeated act, or lack of appropriate action, occurring within any relationship where there is an expectation of trust which causes harm or distress to an older person" . Elder abuse can take various forms such as financial, physical, psychological and sexual. It can also be the result of intentional or unintentional neglect.」とある(WHO, 2002)。日本語では「信頼が期待されるあらゆる人間関係性における、高齢者に対する物理的・心理的な有害性をもたらす行為及び、適切な対応を怠ることをいい、それは1回だけ行われても、繰り返し行われてもそれに該当する」と本研究では解した。これを以下「elder abuse (WHO, 2002)」と呼ぶ。このWHOの定義を用いて、本研究では、「養介護施設従事者等以外による高齢者虐待疑いとして通報された事例」から、「実態の高齢者虐待」の事例を認識する。

松戸ネットワークに通報された「養介護施設従事者等以外による高齢者虐待疑い事例」のうち「法的虐待」に「該当すると認識できる事例」および「該当しないことが認識できる事例」、また「elder abuse (WHO, 2002)」に「該当すると認識できる事例」および「該当しないことが認識できる事例」を研究対象とする。

分析に用いた資料は、2017年度～2019年度に松戸ネットワークでの事例検討会(松戸市での名称は「担当者会議」)に提出された事例記録である。なお、担当者会議にはすべての「養介護施設従事者等以外による高齢者虐待疑い事例」が提出される。2017年度に通報された150例のうち、記録から「虐待(法的虐待またはelder abuse (WHO, 2002))と認識」できず、かつ「虐待(法的虐待またはelder abuse (WHO, 2002))でないことが認識」できない8例を研究対象から除外し、142例を研究対象とした。同様に2018年度通報事例189例のうち5例を除外し、184例を研究対象とした。2019年度通報事例186例のうち15例を除外し、171例を研究対象とした。研究対象とした事例を「有効事例」と呼ぶことにする。

4. 研究成果

2017年度の有効事例142例の中で、「elder abuse (WHO, 2002)」に該当した例は141例、「法的虐待」に該当した例は108例、どちらにも該当しない例が1例であった。2018年度の有効事例184例の中で、「elder abuse (WHO, 2002)」に該当した例は171例、「法的虐待」に該当した例は100例、どちらにも該当しない例が13例であった。2019年度の有効事例171例の中で、「elder abuse (WHO, 2002)」に該当した例は163例、「法的虐待」に該当した例は91例、どちらにも該当しない例が8例であった。なお「法的虐待」の事例はすべて「elder abuse (WHO,

2002)」に含まれていた。

2017年度～2019年度の3年間の有効事例497例において、「elder abuse (WHO, 2002)」に該当した例は475例、「法的虐待」に該当した例は299例であった。すなわち、「elder abuse (WHO, 2002)」に該当しても、「法的虐待」に該当しない例は176例であり、それは全有効事例の35.4%を占めた。また、「elder abuse (WHO, 2002)」に該当しても「法的虐待」に該当しない176例は、「A. B. またはC.と被害内容が同じ人権侵害行為」であった。

国内全体で松戸市と同様の通報内容を仮定すると、全国の高齢者虐待の報告件数34,057件のうち、12,060件が実際には虐待を受けているにも関わらず高齢者虐待防止法の保護を受けられていない可能性があるとして推測される。高齢者虐待防止法の定義は、世界基準のWHOの概念と比較しても非常に狭い範囲である。実際には虐待を受けている多くの高齢者が、虐待防止の法的保護の対象外であることが国内の大きな問題であり、法改正による高齢者虐待防止法の定義を改定し、高齢者の権利を擁護できる定義にする必要がある。

【今後の展望】

この研究を行っていく中で新たな研究課題として、虐待加害者が何らかの障害を抱えているケースが多く、これまでに支援者の関わりがない、もしくは途中で支援が中止されていた。しかし高齢者虐待防止法では養護者にあらず、「法的に高齢者虐待なし」と認定されている。実際には高齢者は権利侵害を受け、また虐待加害者は支援が必要なにも関わらず虐待者とだけ認定されている。高齢者虐待防止法では認定されない、障害を抱える虐待加害者の支援課題を明らかにすることで、本質的な高齢者虐待の防止に寄与するのではないかと考える。今後の研究のテーマとして取り組んでいきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 和田忠志 須田仁 佐藤可奈 今成貴聖 宮間恵美子 高林克日己	4. 巻 18
2. 論文標題 9. 高齢者虐待防止法で保護されない虐待事例の存在検証 = 世界保健機関の定義する高齢者虐待との比較検討 =	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 高齢者虐待防止研究	6. 最初と最後の頁 72-86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 和田忠志 須田仁 佐藤可奈
2. 発表標題 「同居者虐待」を養護者虐待に加えて概念づける実践的・法的意義について
3. 学会等名 第17回日本高齢者虐待防止学会WEB大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 須田仁 和田忠志 佐藤可奈
2. 発表標題 Need for support for persons with disabilities in elder abuse
3. 学会等名 2022 GSA Annual Scientific Meeting "What Needs to Be Done to Prevent Elder Abuse in Japan?" (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 和田忠志 須田仁 佐藤可奈
2. 発表標題 Efforts to Improve Legislation against Elder Abuse in Japan
3. 学会等名 ELDER ABUSE ISSUES AND RESPONSES To Mark the World Elder Abuse Awareness Da (国際学会)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------